

# 令和 8 年度愛媛県畜産生産効率化機械等導入支援事業実施要領

7 畜第 1115 号

令和 8 年 3 月 25 日制定

## (目的)

第 1 条 飼料価格は国のセーフティネットが発動しない高止まりの状況が続き、農家の実質負担は高い水準にあるほか、畜産物価格の先行きも不透明な状況が続くなど、本県畜産農家を取り巻く環境は依然として厳しい状況が継続しており対策が急務である。

そこで、畜産農家等が実施する自給飼料の生産拡大や飼料利用の効率化、また、集出荷等の際に共同で利用する畜産関連施設の機能向上等を図ることで、生産コストの低減や生産性向上につながる意欲的な取組を支援し、本県畜産生産基盤の維持・強化を図る。

## (定義)

第 2 条 本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

### (1) 飼料生産組織

耕種農家及び畜産農家等から構成され、飼料の収穫調製の受託・販売、稲わらの収集調製の受託・販売等を行う組織であり、代表者かつ組織及び運営についての規約等を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有するものをいう。

### (2) 共同利用施設

複数の県内畜産農家が、所有する家畜の育成や畜産物の出荷等の際に共同で利用する生産・流通に係る施設をいう。

## (事業の内容等)

第 3 条 本事業は、事業実施主体が行う次の各号の区分に示す取組に対して補助金を交付するものとし、事業内容等は別表のとおりとする。

### (1) 飼料生産・利用の拡大推進

飼料費の圧縮や生産性の向上等につながる取組

### (2) 共同利用施設等の機能向上推進

複数農家が利用する生産・流通に係る施設等の機能向上等につながる取組

2 前項(1)に係る事業において、事業主体は、事業実施主体が所属する次のいずれかとする。

- (1) 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において農業（畜産を含む。）の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
  - (2) 公益社団法人又は一般社団法人（定款において、農業（畜産を含む。）の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- 3 第1項（1）に係る事業において、事業実施主体は、畜産農家、飼料生産組織等とする。
  - 4 第1項（2）に係る事業において、事業実施主体は、共同利用施設を運営・管理する事業者等とする。
  - 5 自己資金等により事業を実施中もしくは既に終了しているもの、又は本事業以外の助成を受けようとするものについては、補助対象外とする。

（事業実施計画の承認申請）

- 第4条 前条第1項（1）に係る事業主体がこの事業を実施しようとするときは、実施計画承認申請書（様式第1号）に実施計画（様式第1号-1）を添えて、知事に提出するものとする。
- 2 前条第1項（2）に係る事業実施主体がこの事業を実施しようとするときは、実施計画承認申請書（様式第1号）に実施計画（様式第1号-2）を添えて、知事に提出するものとする。

（事業の承認）

- 第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第3条第1項（1）に係る事業においては事業主体、第3条第1項（2）に係る事業においては事業実施主体に対し承認通知を行うものとする。

（事業の着手）

- 第6条 事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情によるときは、前条により計画承認を受けた者（以下、「補助事業者」）が定める交付規則等における交付決定前着手に関する規定に基づき、指令前着手届（様式第2号）を知事に提出するものとする。
- 2 事業の着手に当たり、事業実施主体は、入札又は見積もり合わせを行うなどにより事業費の低減に努めるとともに、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、指名停止に関する申立書の提出を求めるものとする。

(事業実施計画の重要な変更)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ実施計画変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容を変更するとき。
- (2) 事業費の30%を超える増減があるとき。

(事業実施計画の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、事業実施計画を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ実施計画中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の確認)

第9条 補助事業者は、令和9年3月12日までに事業を完了し、知事による実績確認を受けなければならない。

- 2 知事は、実施した事業の実績を書類及び現地調査等によって確認するものとする。

(成果目標の検証)

第10条 第3条第2項に規定する事業主体は、実施計画に掲げた成果目標について、事業実施翌年度中に達成状況を検証し、知事に対して、成果目標状況報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

(書類の提出)

第11条 この要領により知事に提出する書類は、補助事業者が県域を管轄するもの以外にあっては、補助事業者の所在地を所管する家畜保健衛生所を経由するものとする。

- 2 前項の規定における補助事業者の所在地は、第3条第1項(2)に係る事業においては事業対象施設の所在地と読み替えるものとする。

(他の施策等との関連)

第12条 継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の参加者は農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済への積極的な加入に

努めるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 (令和8年3月25日付け7畜第1115号)

この要領は、令和8年3月25日から施行する。

## 別表（第3条関係）

### （1）飼料生産・利用の拡大推進

ア. 補助率（上限）	2分の1以内（1件あたり2,500千円）
イ. 要件等	<p>○補助対象は、自給飼料の生産拡大や効率的な飼料利用に必要な機械等を取得する取組とする。</p> <p>○補助対象経費は、次の（ア）～（エ）に示す機械等の導入経費とする。</p> <p>（ア）自給飼料の生産拡大に資する機械等</p> <p>（イ）飼料の品質向上に資する機械等</p> <p>（ウ）飼料の効率的な利用に資する機械等</p> <p>（エ）その他（ア）～（ウ）以外に飼料費の低減や生産性の向上等に資する機械等</p>

### （2）共同利用施設等の機能向上推進

ア. 補助率（上限）	2分の1以内（1件あたり5,000千円）
イ. 要件等	<p>○補助対象は、農家が共同で利用する畜産関連施設等の機能向上を図る取組とする。</p> <p>○補助対象経費は、利用する畜産農家の生産性向上等につながる取組であって、次の（ア）～（エ）に示す取組に要する経費とする。</p> <p>（ア）畜産関連施設等における集出荷作業時の家畜の損耗防止に資する取組</p> <p>（イ）畜産関連施設等における衛生対策の強化に資する取組</p> <p>（ウ）畜産関連施設等における作業の効率化に資する取組</p> <p>（エ）その他（ア）～（ウ）以外に畜産関連施設等における機能向上に資する取組</p>

### （3）事務費

ア. 補助率	定額
イ. 要件等	○補助対象は、事業主体が（1）の事業の執行に要する、指導旅費、印刷製本費、通信運搬費、振込手数料等の事務経費とする。